第５章　景色づくりの推進に向けて

１　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、まちの賑わいを創出する一方、色彩や規模によっては景色に与える影響が大きい要素になります。

そのため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限について定めることが求められます。

屋外広告物の規制については、現在、愛知県屋外広告物条例（昭和 39 年７月６日愛知県条例第 56 号）に基づき運用しています。

【屋外広告物の行為の制限の方針】

愛知県屋外広告物条例（抜粋）

第二条

広告物又は広告物を掲出する物件は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な形成に配慮されたものでなければならない。

愛知県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

別表第一

１　共通基準

一　都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。

二　原色を過度に使用していないこと。

三　著しく汚染し、退色し、又は塗装のはく離したものでないこと。

四　電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。

五　広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。

六　容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

七　風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。

八　交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。

九　交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

今後、地域の景色特性を活かした良好な景色づくりを行っていくなかで、本市独自の屋外広告物条例の制定について検討します。

2　景観重要公共施設の整備に関する事項

（1）基本的な考え方

碧南らしい魅力ある景色づくりを進めていくためには、行政自らも積極的に取り組むことが重要です。道路、河川、都市公園などの公共施設は、地域の景色を形成する主要な骨格となり、地域の景色づくりを先導する役割が期待されます。

このため、市の景色づくりにおいて特に重要な公共施設は、施設管理者の同意を得て、「景観重要公共施設（注１）」に位置づけ、整備方針を定めて、魅力的な景色となるよう積極的に取り組むこととします。

（2）指定基準

景観重要公共施設は、基本的な考え方を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当する公共施設を指定します。

○市および地域の骨格やシンボルとなる道路、河川などの公共施設
○周辺の歴史的な建造物などの景色資源との調和が求められる公共施設
○周辺の自然との調和が求められる公共施設

（注１）景観重要公共施設

法第８条第２項第４号ロに記載されている「特定公共施設」であって、良好な景観形成に重要なもののことである。

＜特定公共施設（抜粋）＞
・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）による河川
・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
・津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）による津波防護施設
・海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に係る海岸
・港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）による港湾
・漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港
・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業にかかる施設
・その他政令で定める公共施設

（３）指定の候補

景観重要公共施設の指定基準に該当する、施工済み、現在事業中または事業化が計画されている（注）、以下の公共施設は、今後景観重要公共施設への指定が考えられます。

指定の候補の公共施設の名称	
道路	・都市計画道路※　名古屋碧南線 ・矢作川堤防リフレッシュ道路
都市公園	・県営油ヶ淵水辺公園 ・碧南レールパーク
河川	・堀川

（注）具体的な区間は事業者との調整が必要である。

矢作川堤防リフレッシュ道路

（４）整備の基本的な方針

・地域区分別の景色づくりの基本方針を考慮し、地域の景色特性との調和を図ります。
・住民が憩い親しめる空間としての整備を行うことに配慮します。

3　景色づくりの進め方

「第２章　良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、景色の将来像の実現に向けて、景色づくりの考え方、具体的な取組や取組を支える制度、展開イメージなどを以下に示します。

（1）景色づくりの考え方

「碧南市景色づくり基本計画」（平成 19 年３月）で示した「景色づくり基本方針」を継承しながら、３つの取組（**「わがまちの景色を知り、考える取組」**、**「身近な景色をつくる取組」**、**「特性や資源を活かす取組」**）と関連制度（**「推進体制」**、**「支援制度」**、**「法制度」**）の連携を図り、協働による景色づくりを推進します。

そして、市民、事業者がまちへの愛着を深め、「碧南らしさ」をさらに伸ばし、個性あふれるまちの景色が輝くよう、取組を支える人づくり、仕組みづくりを進めながら、市民発意の活発な活動が展開されていくことを目指します。

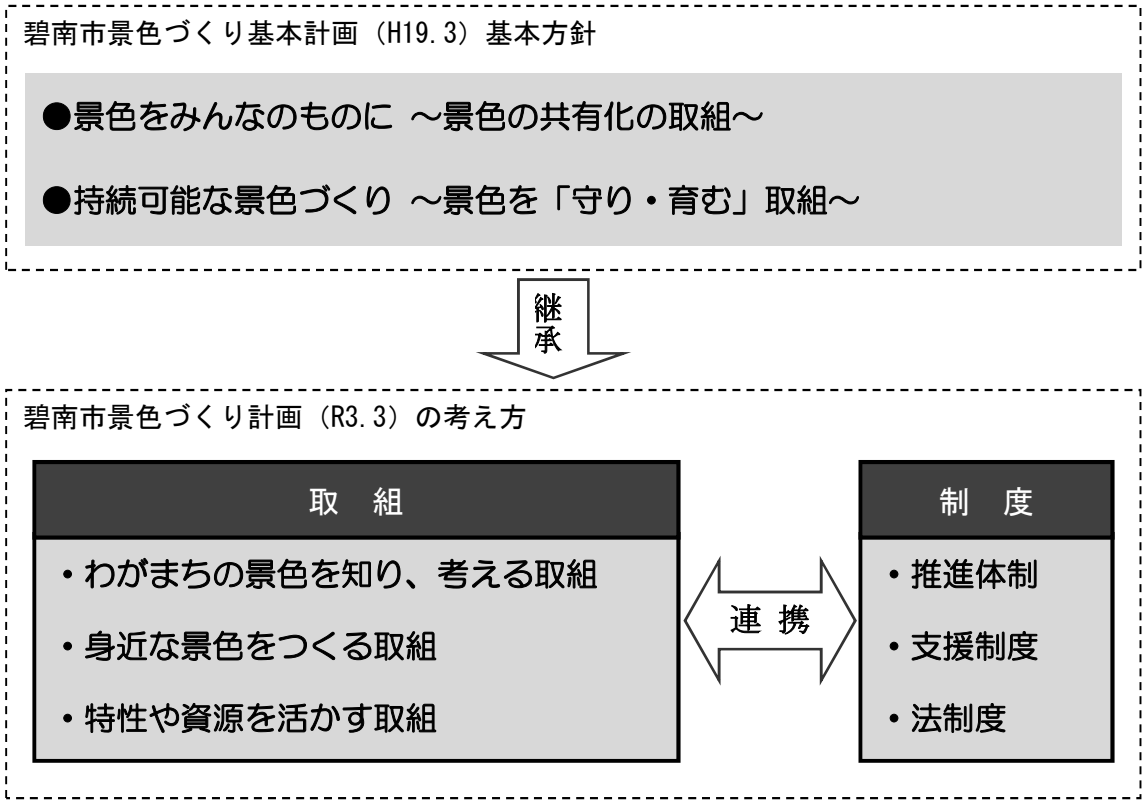

景色づくりの考え方

（２）３つの取組

協働による景色づくりを進めるため、市民や事業者の幅広い関心を取組につなげ、参加を促すことが重要と考えます。

そこで、これまでの取組状況を踏まえ、取組の目的や狙いに着目し、以下に３つの取組を掲げます。

①わがまちの景色を知り、考える取組

本市では、「景色をみんなのものに」をキーワードにこれまでにも「景色の共有化」が行われています。景色は個人個人の体験によるものですが、みんなで共有しあうことにより、その景色はみんなのものとなり、まちの景色づくりにつながります。

今後も大切にしたい景色を考えるきっかけをつくり、みんなで対話しながら、共有するための取組を広げていきます。

ア．まちの景色を集める

●けしきを集める活動

地区住民との協働作業による景色の収集と、収集した景色の展示会を開催することで、地区住民に景色の重要性を再認識してもらい、景色保全に係る合意形成を図ることを目的に行われています。

平成 17 年から平成 22 年度までに、6 地区で市民ワークショップ、まち歩きと景色を語る会（ヒアリング）を実施し、各地区のまちの景色とその物語を集めて情報を公開してきました。この活動により、各地区の景色資源を集めることができました。

●碧南の景色フォトコンテスト

碧南の景色フォトコンテストは、平成 20 年から碧南の身近で親しみのもてる景色を広く一般に紹介することを目的に開催してきました。毎年多くの市民の方から応募があり入賞者の作品は、市役所での展示や市のホームページで公開し、本市の景色の共有化に取り組んでいます。

イ．基礎情報を把握する

●データベースの作成・活用

基礎情報には、景色を構成する様々な要素（緑、水、建物、水質、気温、道路、コミュニティ等）が挙げられます。

基礎情報は、景色づくりにおいて、現状を把握し、問題点や課題を明らかにしたり、景色づくりの進捗状況を評価する場合などに活用が期待されます。そのため、基礎情報の円滑な活用のため、データベースの作成を推進します。

また、作成したデータベースの活用のため、オープンデータを推進します。

※具体的な作成・活用イメージ

１　必要な調査項目の検討

・基本目標、市全域の基本方針、地域区分別の基本方針から、現況把握が必要と考えられる項目を洗い出す。

２　データベースの作成

・更新作業の効率、他分野の調査情報との共有化などを考慮して、都市計画基礎調査※と同様にＧＩＳを活用した図及びデータベース作成を行う。

・作成にあたっては、できる限り既存調査や計画のデータを活用する。

３　データベースの公開

・作成したデータベースは地図情報システム等により、市ホームページで公開する。

４　データベースの活用

・景色づくりの目標に対する達成状況の定量的な把握・評価に活用する。

・新たな地域資源、観光資源の開発などに応用する。　　など

●市民アンケート

碧南らしい魅力ある景色づくりの施策展開の基礎材料とするため、市民アンケートを実施します。

今後も残していくべき景観・景色が「あると思う」と答える人の割合が 80%以上を目標とします。

ウ．景色を考える

●地域説明会

景観法に基づく「届出制度」に関連して、届出前の計画の変更が可能な段階で地域の目指す景色の将来像と調整するため、一定の建築等行為を行う建て主や事業者と地域が対話する場を設けます。

●チェックシート

景観法に基づく「届出制度」に関連して、建て主や事業者の景色づくりの意識啓発のため、中規模の建築等行為を行う建て主や事業者に対して、本計画の内容に配慮した書面提出を求め、チェックシートの提出状況により景観施策の普及度を把握します。

●啓発活動

＜景色づくりシンポジウム等＞

・市民の景色づくりの意識啓発のため、景色づくりシンポジウムや講演会の開催を継続的に実施します。

・シンポジウム等では、景色づくり市民団体の発表や先進地の成功例や失敗例の紹介などを通し、景色づくり活動の意識向上の場や学習の場とすることが考えられます。

＜表彰制度＞

・１人でも多くの市民や事業者が景色づくりに関心を深め、参加するため、碧南市景観条例の表彰制度を活用し、良好な景色づくりに資する活動、住宅、店舗や工場などを表彰することを検討します。

・市民や事業所などは景色に対する取組が認められることにより、携わっている人の達成感や充実感が得られるとともに、事業所では景色づくりに配慮していることのＰＲにもつながり、地域へ成功体験が伝わっていく効果が期待できます。

＜パネル展示やＳＮＳによる取組の紹介＞

・祭りやイベントの際に、本計画の内容や景色づくりの取組をパネル展示で紹介します。

・ＳＮＳを通じ、景色づくりの取組を紹介できるツールを検討します。

＜景色づくり学習＞

・景色づくりの将来を担う人材を育成するため、まずは景色づくりに関心を持ってもらうように、家庭・地域・学校・行政が連携し、学ぶ場や機会を充実します。

・子どもや親を主な対象とした景色づくり学習を推進するため、碧南市出前講座の小学校などの総合学習への活用や、地域の社会・文化・自然などに触れる活動を推進します。

②身近な景色をつくる取組

これまでの景色づくりの取組は、行政が主導的な役割を果たしてきたケースが多く見られましたが、本来、まちの景色にもっとも関わりの深い市民や事業者が主体的に取り組むことが重要です。まずは一人ひとりが取り組めることから進め、やがて近隣や地区を単位とした大きな活動に発展することが望まれます。

個人による日常的な活動と地域による活動の両方によって、景色の将来像の実現を目指し、まちをよくしていく多種多様な取組を広げていきます。

ア．美化・清掃活動の推進

日々の暮らしに根ざした、まちの景色を整えるための地道な清掃・美化活動も、良好な景色づくりに貢献しています。

本市では、市民とともに快適な地域環境づくりに積極的に取り組むため、春の一斉清掃及び秋のクリンピーときれいな街づくり事業を実施しています。今後もごみのないきれいな環境の維持のため、活動を継続します。

また、景色づくりには、道路や公園、河川などの公共空間の美しさは重要です。本市では、市民と協働で碧の道里親プロジェクトにより、美化管理・維持に努めています。今後は、こうした制度を活用して、景色づくりをともに行う仲間づくりを図ることを目指します。

イ．緑豊かな景色づくり

●緑化活動

景色の大部分を占める住宅や事業所の公道に面した部分（準公共空間）は、良好な景色づくりのために重要であるとともに、人々に潤いを与える貴重な空間です。本市では、住宅や事業所の公道に面した部分などに新たに生垣を新設する場合に、一部補助を行っています。また、愛知県事業においても民有地緑化の補助制度もあります。こうした制度を活用して、良好な景色づくりとともに、コミュニティづくりを図ることを目指します。

●公園の維持管理・活用

公園は、地域住民の共同の「空間」であり、市民の共有の財産です。本市では、公園等愛護会を結成し、行政だけではなく、地域住民や事業所などの積極的な協力により、身近な公園などの日常的な草刈りや清掃活動などを行っているほか、地域住民による花壇の維持管理も行っています。

今後も、景色づくりの重要な空間として、地域住民の協力を得ながら、花壇づくりや様々なイベントの開催など活動を継続します。

---

③特性や資源を活かす取組

本市には、「水と緑に囲まれた潤いを与える景色」や、「まちの変化と現在を映す多様な景色」、「歴史や産業、地域の特徴を表す景色」といった様々な景色が存在します。また、今後の取組により、さらなる景色資源の再発掘も期待されます。

さらに、幅広い景色づくりへの関心や意欲は、必ずしも特定の景色や資源にとどまるものではありません。例えば、緑、水辺、歴史といった固有の要素をテーマとした様々な取組などが考えられます。

景色づくりをきっかけとする、まちの歴史・文化（特性）や資源など多様な碧南らしさを守り活かすための取組を広げていきます。

ア．地域の計画やルールづくり

●（仮称）景観重点地区の指定

＜景観重点地区の位置づけ＞

・（仮称）景観重点地区とは、地区を特徴付ける主要な景色資源を有する場所や、新たに景色づくりを誘導すべき場所など、重点的に景色づくりを図る必要のある場所を指定し、地域住民が中心となって必要なルール（「基本方針」や「景観形成基準」）を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていくものです。

＜指定基準＞

・以下のいずれかを満たす地区のうち、景色づくりの方向性に関する意識共有が進められていると認められる地区を指定します。

○住民が主体となった景色づくりやまちづくりに関する活動が始まっている地区であること
○自然や歴史を示す景色資源が複数存在している地区であること
○新たなまちなみの創出により魅力ある景色づくりを図ることができる地区であること
○景色が対外的に評価されていると認められる地区であること

＜景観重点地区の候補地区＞

・これまでの取組を踏まえ、地域の個性を活かした景色づくりを推進するため、地域住民などが主体となった景色づくりが可能な特定範囲について、（仮称）景観重点地区の指定を検討します。

名称	地区の概要
大浜地区	・住民組織である「大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会」が平成12年度から平成28年度まで、「大浜にぎわいづくり実行委員会」が平成29年度から活動しており、「大浜てらまちウォーキング」が平成12年度から毎年開催されている。これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成16年度から平成20年度において実施された。 ・当地区には歴史のある寺社などが点在しており、昔ながらのまちなみが残されているため、本市の新たな魅力として注目されている地区である。
西端地区	・住民組織である「西端地区まちづくり委員会」が平成 17 年度から平成 22 年度まで設置されており、これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成 17 年度から平成 21 年度において実施された。 ・当地区は緑豊かな田園の景色を備え、また南部は油ヶ淵に隣接するため、水辺や緑を身近に感じることができる地区である。また、室町時代創建の応仁寺、哲学者伊藤証信ゆかりの無我苑などがあり、独特の文化的な雰囲気を醸し出している。
棚尾地区	・住民組織である「棚尾地区まちづくり推進委員会」が平成 20 年度から活動しており、平成 22 年度に、行政との協働により「まちづくり基本構想」を取りまとめた。これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成 25 年度から平成 29 年度において実施された。また、平成 29 年度より「棚尾まちおこしの会」が発足し地区を盛り上げている。 ・当地区には、毘沙門天をはじめ藤井達吉生家跡や歌碑、句碑など歴史・文化資源が多数存在している。また、昔ながらの景色を伝える路地空間が残っているとともに、碧南レールパーク（名鉄廃線跡地）や堀川といった景色資源を有している。

イ．テーマ性のある景色づくり

●視点場の指定

＜指定の方針＞

・本市には、油ヶ淵、矢作川など河川、衣浦港、松並木の緑のつらなり等、素晴らしい自然の景色があり、それらとまとまりのある農地や、微地形の組み合わせによって、眺めを楽しむことができる場所が市内に多数あります。それに加え、寺社仏閣、黒塀、風情ある路地など古いまちなみが持つ魅力的な景色も見られます。

・こうした優れた眺めは「碧南らしさ」を感じさせる貴重な景色資源であり、良好な景色の形成を推進するためには、これらを維持・保全し、さらに印象を高めることが重要になります。

・このため、市内の優れた眺めが得られる視点場の選定を検討します。視点場の抽出・選定の検討にあたっては、市民の意向を踏まえながら進めることが重要なため、けしきを集める活動などと連携して進めます。

＜指定基準＞

・以下の基準に基づき、視点場の指定を進めます。

○油ヶ淵や松並木、古いまちなみをはじめとする本市特有の景色を眺められること ○道路や公園、公共施設など、不特定多数の市民がアクセスできる場所であること

＜保全・活用の考え方＞

・視点場からの眺めについては、「第２章　良好な景観の形成に関する方針」や「第３章　良好な景観の形成のための行為の制限」に示す方針や基準を遵守すること等により、保全を図ります。

・指定した視点場について、地点毎に周囲の状況や景色の状況を踏まえ、必要に応じて、その保全・活用を検討します。その上で、景色の保全のために必要な事項を本計画などに反映させたり、必要に応じて、事業の実施（案内板の設置など）を検討します。

油ヶ淵

松並木

西端里地

●道路緑化の機能向上

＜道路緑化の機能＞

・道路緑化には、大きく分類して次のような機能があります。

○景観向上機能　　○生活環境保全機能
○緑陰形成機能　　○交通安全機能
○自然環境保全機能　　○防災機能

＜道路緑化の推進方針＞

道路緑化の機能向上のために、積極的かつ計画的にその推進を図ります。

※具体的な推進イメージ

１　緑化目標の設定

・道路計画、地域特性に応じた緑化目標を設定します。

【設定項目】①植栽地の基本配置　②配植の基本構造　③樹種の基本構成

２　植栽計画の策定

・緑化目標を適切に達成するために植栽計画を定めます。

【設定項目】①植栽地の詳細　②樹種等の詳細　③配植の詳細

３　管理計画の策定

・道路緑化を適切に推進するために管理計画を定めます。

【設定項目】①樹木の仕立方式　②育成段階の管理
③維持段階の管理　④年間の管理

●景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

本計画「第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」に基づき、景観重要建造物と景観重要樹木を令和７年度までに合計 10 件の指定を目指します。

ウ．地域の文化を受け継ぐ

●祭りや伝統的行事の継承

本市には、昔から伝わる地域の祭りや伝統的行事が数多くあり、まちに活気や彩りのある景色を与えています。

祭りや伝統的行事は、重要な歴史的・文化的な景色の構成要素であり、今後も守り育てていくため、運営組織の活性化や文化の継承、後継者の育成を図ります。

（３）関連制度

景色づくりの取組にあたって、関連制度を活用することで、更なる進展が期待できます。そこで、以下に示す関連制度について、内容の充実、活用の促進や創出を図ります。

①推進体制

良好な景色づくりを推進していくためには、本計画の実効性を確保するとともに、市民や事業者、活動団体などによる景色づくり活動の推進、専門家による助言や参画、庁内の連携などにより、市、事業者、市民の協働による推進体制を構築することが必要です。

そこで、以下に示すような推進体制を構築し、景色づくりに取り組みます。

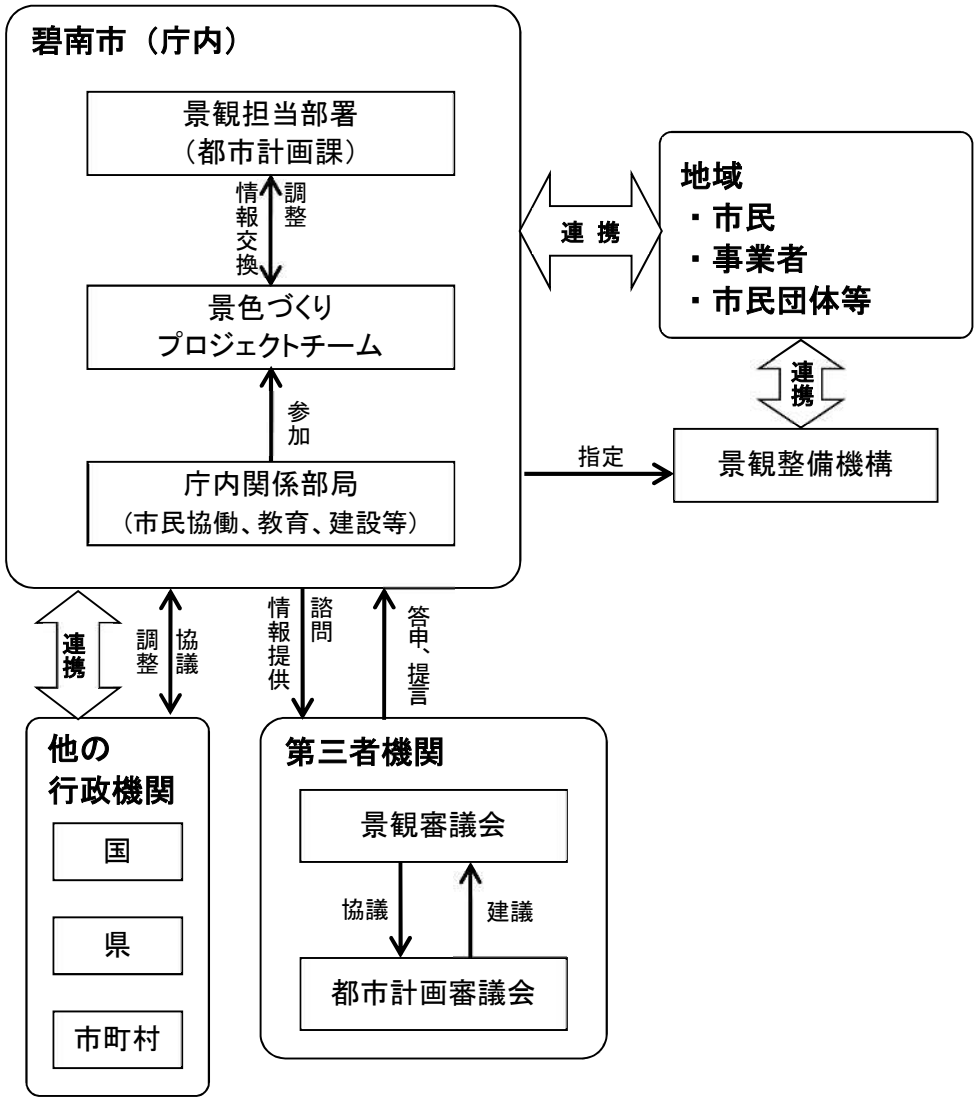

推進体制の構築

ア．碧南市（庁内）

●景色づくりプロジェクトチーム

横断的な庁内体制を構築することで円滑な景色づくりを推進するため、景観行政に関連する部署からなる「景色づくりプロジェクトチーム」を必要に応じて創設します。既存制度の評価・見直し等を含め、制度・施策の具体的な推進検討、調整を行うとともに、地域（市民、事業者）との連携における中心的な役割を担います。

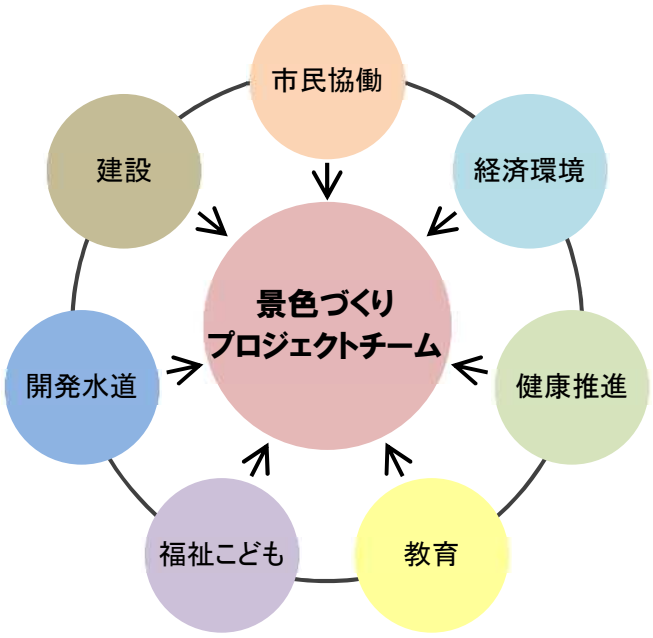

庁内連携のイメージ

イ．地域（市民、事業者、市民団体等）

市民参加による景色づくりの推進のため、景色づくりに興味があり取組や活動に参加したい市民などに対しての情報提供やサポートに努めます。

また、(仮称) 景観重点地区の指定を行うにあたっては、地区の地縁団体等と連携をとり、提案を行うことが出来るような新たな組織づくりの検討を行います。

＜想定される活動内容の一例＞

- 緑化活動
- 美化活動
- 地域の景色資源の発掘
- シンポジウム等で活動実績を発表
- 景色づくり活動の呼びかけ
- 勉強会やワークショップの開催
- 景色づくり活動（景色づくり市民団体と同様）
- 地域の計画・ルールの検討・作成
  - →「(仮称) 景観重点地区」、「景観協定」、「地区計画」、「建築協定」といった一定の地区のルールの作成
  - →「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の推薦や活用方法の検討
  - →地域の色彩ガイドライン作成
- 住民合意に向けた取組（説明会の開催、アンケートの実施など）

ウ．その他

●景観審議会

景観審議会は、碧南市景観条例に基づき、学識経験者や、各種団体の代表者や市民などにより構成され、景色づくりの重要な事項について、総合的な観点から専門的に調査、審議、提言を行う機関として設置します。

また、都市計画審議会との連携を図りつつ、景色づくりに重要な事項について専門的に調査審議します。

※都市計画審議会とは…

都市計画法第 77 条の２第１項及び第２項により設置する。

（景観審議会は碧南市景観条例第 26 条により設置）

・都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議すること。

・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。

・都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

●景観整備機構

景観整備機構は、景観法第 92 条に基づき景観行政団体が指定することができる団体です。本市では、民間の団体や市民による自発的な景色の保全・整備の一層の推進・支援をしていくために、一定の景色の保全・整備に取り組む公益法人又はＮＰＯ等を、審査により景観整備機構として指定していくことを、今後検討します。

景観整備機構の活用により、地域の景色づくりに関わる住民に向けた専門的情報の提供や援助、景観重要建造物などの景観資源の管理や指定の提案などを行い、市民主体の持続的な取組を支援することを目指します。

●他の行政機関との連携

景観重要公共施設の指定など景色づくりの施策展開にあたっては、関係する国、県、近隣市町、その他機関へ積極的に働きかけ、理解と協力を求め、連携、調整を図ります。

また、様々な立場の関係者（景観行政団体、関係行政機関、公益事業を営む者、住民その他良好な景色の形成の促進のための活動を行う者）が、景観計画区域における良好な景色の形成を図ることができるように景観法第 15 条に基づき、「景観協議会」を必要に応じて設置します。

②支援制度

各種まちづくり施策と連携して、景色づくりに寄与する活動などを推進するため、補助金や事業など支援制度を充実します。

また、景観重要建造物・樹木の維持管理や修繕、景観形成基準に適合した建築物・工作物の新築・新設など、住民や事業者の負担を軽減するため、景色づくりに寄与する取組への助成制度について検討します。

景色づくりに関連する各種支援制度の例

分野	制度、事業名
道路	●狭あい道路整備促進事業
緑化	●碧南市生垣設置奨励補助金 ●碧南市都市緑化推進事業補助金 ●碧南市緑化保全補助金 ■あいち森と緑づくり事業 ●碧南市公園等愛護会報償金 ●景観重要樹木活用助成金（案）
美化管理	●碧の道里親プロジェクト ■愛・道路パートナーシップ事業
住環境	●碧南市ブロック塀等撤去費補助金 ●空き家等除却費補助事業 ●景観重要建造物活用助成金（案） ●景観形成建設助成金（案）

●市による事項　　■愛知県による事項

③法制度

景観法のほかにも様々な法制度があり、まちの計画やルールをつくる活動をより積極的に行う場合、これらの法制度の活用を推進し、景色づくりの視点から総合的なまちづくりを目指します。景色づくりに関わる法制度として以下のものがあります。

ア．建築物や土地利用の規制、誘導

●景観協定（景観法）

景観法第 81 条に基づき、良好な景観の形成を積極的に推進していくため、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定めていくための協定です。

●景観地区（景観法）

景観法第 61 条に基づき、より積極的に景観形成を図るため、行政が都市計画に「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について必要に応じて定めることができる地区です。建築物の形態意匠は市町村長の認定により、それ以外は建築確認により担保されます。

●地区計画（都市計画法）

都市計画法第 12 条の 5 第 1 項に基づき、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するため、住民と行政が連携しながら、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する都市計画です。

●建築協定（建築基準法）

建築基準法第 69 条に基づき、一定の地域の環境と利便の高度な維持・増進を図るために、区域内の借地権者等の全員の合意により、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備」に関する独自の基準を締結する協定です。

●風致地区（都市計画法）

都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を保全し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを維持するために、行政が、建物高さ、建ぺい率、壁面後退、色彩、緑地の割合の基準を定める地区です。

イ．緑地の保全、緑化の推進

●緑地協定（都市緑地法）

都市緑地法第 45 条に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、一団の土地又は道路、河川などに隣接する土地所有者等が、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結することができる制度です。

●緑化重点地区（都市緑地法）

都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき定められた、「碧南市緑の基本計画」により、「特に、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、緑化の推進を重点的に図るべき地区」を位置づけ、地区の方針を定めて緑化の推進を図る地区です。

ウ．歴史・文化的資源の保全

●文化財保護法に基づく制度

文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的建造物を保護し、地域の資源として活かすための制度が多く定められています。

例）登録有形文化財への登録、歴史的風致維持向上地区計画　等

（４）景色づくりの展開

前頁までの考え方や取組、関連制度を踏まえた**景色づくりの展開イメージ**を以下に示します。

愛着や想い、関心の発意を出発点として、景色づくりの目的や狙いに応じて、取組が行われます。身近な景色をつくる取組と特性や資源を活かす取組は、仲間を作りながら大きな活動に発展することが望まれ、将来的には景観整備機構の一翼を担うことも考えられます。また、市は、取組に対して灰色網掛で示す支援を行います。

取組によって、異なる流れを想定しますが、それぞれの取組が結びつき、景色づくりを高めあう仕組みを目指します。

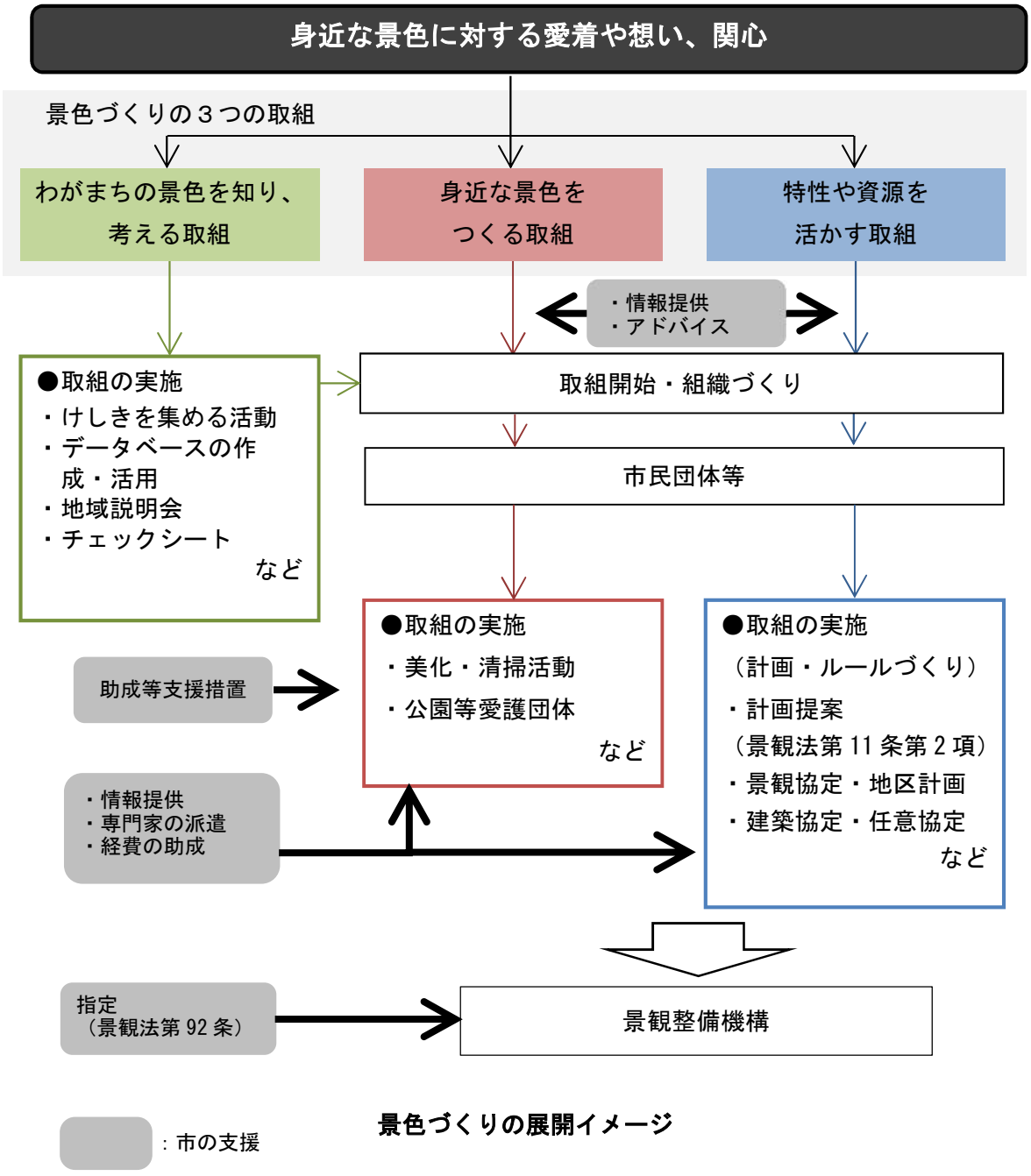

景色づくりの展開イメージ

（５）計画の円滑な運用

①進行管理・更新

本計画の進捗状況や取組による効果の検証、見直しの検討は、目標の達成状況を「計画（ＰＬＡＮ）→実行（ＤＯ）→評価（ＣＨＥＣＫ）→改善（ＡＣＴＩＯＮ)」というＰＤＣＡサイクル管理により行います。

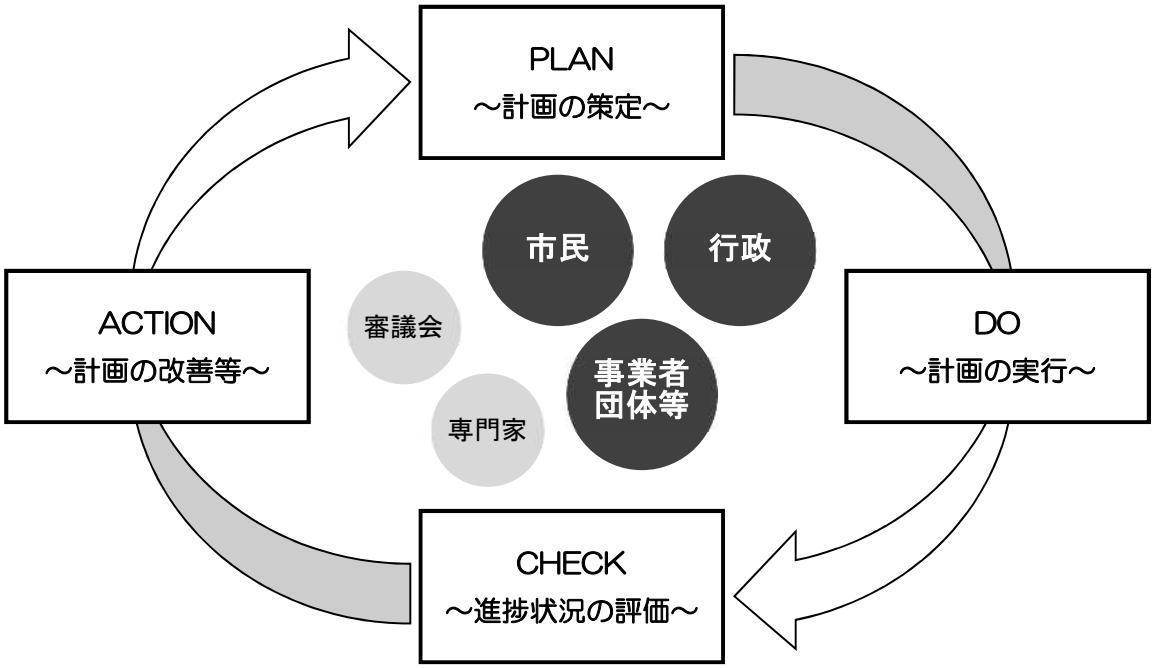

ＰＤＣＡによる計画の進行管理

②景色づくりロードマップ

ここでは、99 ページから 112 ページに示した３つの取組及び関連制度の主なものについて、短期にその実施を目指すもの、中期にその実施を目指すもの、長期的に実現を向けた検討を行うものに分類するとともに、実施主体を整理したロードマップを示します。これにより、市、事業者、市民が主体性と工程管理の意識を持ち、計画的な取組を展開し、持続的な景色づくりの醸成を目指します。

わがまちの景色を知り、考える取組

名称	短期 2021~2024	中期 2025~2027	長期 2028~2030	市	事業者	市民
市民アンケート	景観・景色の関心度 80%以上を目標			○	○	◎
地域説明会	対象規模の変更を検討			○	◎	○
チェックシート	対象規模の変更を検討			○	◎	◎
啓発活動の実施	・景色づくりシンポジウム等 ・表彰制度 ・パネル展示による取組の紹介 ・景色づくり学習の場の提供			◎	○	○

身近な景色をつくる取組

名称	短期 2021~2024	中期 2025~2027	長期 2028~2030	市	事業者	市民
清掃・美化活動	・クリンピーときれいな街づくり事業 ・碧の道里親プロジェクト　など			○	◎	◎

特性や資源を活かす取組

名称	短期 2021~2024	中期 2025~2027	長期 2028~2030	市	事業者	市民
（仮称）景観重点地区の指定			必要に応じて、指定	◎	○	◎
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	指定件数 10 件を目標			◎	○	○

（注）◎：実施主体、○：支援・参加

（関連制度）

支援制度

名称	短期 2021~2024	中期 2025~2027	長期 2028~2030
狭あい道路整備促進事業	運用		
生垣設置奨励補助金	運用		
都市緑化推進事業補助金	運用		
緑化保全補助金	運用		
あいち森と緑づくり事業	運用		
公園等愛護会報償金	運用		
碧の道里親プロジェクト	運用		
愛・道路パートナーシップ事業	運用		
ブロック塀等撤去費補助金	運用		
空き家等除却費補助事業	運用		
景観重要樹木活用助成金	検討		
景観重要建造物活用助成金	検討		
景観形成建設助成金	検討		

その他

名称	短期 2021~2024	中期 2025~2027	長期 2028~2030
景観重要公共施設の指定及び整備基準の策定	検討		